最終更新日：2022年10月20日

HEROZ株式会社
代表取締役Co-CEO　林　隆弘
問合せ先：経営企画部　03-6435-2495
証券コード：4382
https://heroz.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させながら、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。
具体的には、当社の経営を負託された取締役が職責に基づいて適切な経営判断を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員会による経営の監督機能を発揮すること、ならびに説明責任を果たすべく適時適切な情報開示を行うことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【対象コード】

【補充原則２－４①　中核人材の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
創業以来、国籍、性別を問わず経験・能力等に基づいた中途採用をベースに事業拡大を行ってきおり、管理職への登用は、期待する役割に応じた能力と実績をベースに考えているため、「外国人」「女性」「中途採用者」に特化した管理職への登用に関する施策・目標設定を行っておりません。ただし、当社グループが掲げるミッションを実現し、事業成長を加速するためには、様々な局面において多様な意見を反映することが重要であるという認識の下、中途採用者や女性等が成果を最大化し、適切に能力が評価されるような施策や環境の整備に取り組んでまいります。

【補充原則３－１③　サステナビリティについての取組みや投資に係る情報開示】
<サステナビリティについての取り組み>
サステナビリティ方針を定め、サスティナビリティに係る取り組みを実施しております。サスティナビリティ方針については、有価証券報告書及び株主総会招集通知（https://ssl4.eir-parts.net/doc/4382/announcement/81096/00.pdf?_fsi=rhzFbspq）に開示しております。

<人的資本や知的財産への投資等についての取り組み>
経営戦略や経営課題との整合性を意識した人的資本については、中長期的な人事戦略等を協議して可及的に対策を講じております。具体的な人事戦略や経営戦略と整合した知的財産への投資については、決定し次第開示いたします。

<気候変動に係るリスク等についての取り組み>
今後、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等にどのような影響を与えるかについて、必要なデータの収集と分析を行い、必要に応じて施策を講じるよう努めてまいります。

【補充原則４－１②　中長期経営計画の達成状況の説明】
当社は、技術の進歩や環境の変化が著しい業界に属しており、各期における計画値と最終値の乖離が生じることも多いため、数値目標をコミットメントする中期経営計画やその参考指標は公表しておりません。もっとも、株主に対するコミットメントを可能な限り実現するため、変化の激しい経営環境の見通しを踏まえ、中長期的な経営計画を定期的に見直しており、これを単年度の計画や事業方針に反映し、有価証券報告書、決算短信及び決算説明会資料等において開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【対象コード】

【原則１－４　政策保有株式】
当社は、事業戦略、発行会社等との関係などを総合的に勘案し、提携関係の維持・強化や事業機会の拡大等を目的として株式を保有することがありますが、検証の結果、保有意義や合理性の認められないものについては、適宜株価や市場動向等を鑑みたうえで売却します。
政策保有株式は、業務上の提携関係等の維持・強化や事業機会の拡大等を通じて、当社の企業価値向上に資すると判断する場合に限り保有し続けることとし、取締役会は個別の政策保有株式について、事業機会の創出や関係強化といった観点から、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を毎年検証します。
政策保有株式に係る議決権行使については、当社の保有方針への適合性及び発行会社の企業価値の向上に資するものであること等を総合的に勘案して、行使の有無を判断します。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社が行う取締役（監査等委員である社外取締役３名を含む）及び主要株主等との取引については、会社法、関連法令及び社内規程に基づいた適切な手続きにより取締役会の承認を得ることとしております。また、関連当事者取引の状況を把握するために、年に一回、状況調査を行い、関連当事者について管理する体制を構築しております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3－1　情報開示の充実】
（ⅰ）当社は、「驚きを心に」をコンセプトに、世界を驚かすサービスを創出するべく、取り組んでいる事業については、ウェブサイトに開示しております（https://heroz.co.jp/）。また、中長期的な成長戦略やその実現に向けた取り組みについては四半期決算説明書において開示しております（https://heroz.co.jp/ir/material/）
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「Ⅰ－1 基本的な考え方」に記載のとおりです。
（ⅲ）役員報酬については、株主総会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容に関する決定方針については、Ⅱ「取締役報酬関係」の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。
報酬決定の手続としては、任意の指名報酬員会を設置しており、指名報酬委員会が報酬案を取締役会に答申し、取締役会がこれを尊重したうえで報酬等を決定しております。指名報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、過半数の社外取締役により構成することで、報酬決定の透明性を図っております。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の決議により決定しております。
（ⅳ）取締役の選解任や候補者の指名を行うにあたっては、任意の指名報酬委員会が定めた基本方針に従い、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定しております。当該基本方針は、①多角的かつ客観的な資料により、適正手続により人物を評価すること②当社が直面している経営課題の解決に必要な経営能力を検討すること③スキルマトリックスを作成し、スキルや能力を十分に考慮したうえで候補者を決定することを内容としております。
（ⅴ）当社の中長期的な企業価値向上を図るために必要不可欠な人材を登用する方針としております。具体的には、進化が速いAIやインターネット業界に精通し深い見識を有している者、財務やディスクロージャーに精通した者等を登用しております。多様な専門性を有する者同士が役員として業務執行に取り組むことで、持続的な成長を実現できると考えております。
社外取締役につきましては、法務、会計税務、事業会社での経験を有する者を登用し、社外からの客観的な意見・助言を得る体制を構築しております。

【補充原則3－1③　サステナビリティについての取組みや投資に係る情報開示】
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【補充原則3－1③　サステナビリティについての取組みや投資に係る情報開示】に記載のとおりです。

【補充原則4－1①　経営陣に対する委任の範囲の概要】
取締役会は、法令及び定款が定める事項及び「取締役会規程」において定められた重要な業務執行を決定しております。それ以外の業務執行の決定については、経営会議等の下位の会議体及び当該業務の統括役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督します。これらの区分については、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等で例示しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の選任に際して、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。また、企業経営に関する豊富な経験や高い専門性・見識を資質として重視しております。

【補充原則4－10①　独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】
【原則3－1　情報開示の充実】（ⅲ）（ⅳ）に記載のとおり、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、指名基準および報酬基準を定めるとともに、事業計画の達成度合い、業績、事業環境、ジェンダー等の多様性、スキル等の観点を踏まえたうえで指名案および報酬案を検討し、取締役会に答申しております。
後継者計画は、指名報酬委員会が中心となって策定・運用し、取締役会がそれを監督することにしております。
取締役会は、指名報酬委員会の独立性を重視し、指名報酬委員会の答申を尊重したうえで、取締役の指名や報酬について検討しております。

【補充原則4－11①　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
本原則に係る考え方は、株主総会招集通知に開示しております。
（https://ssl4.eir-parts.net/doc/4382/announcement/81096/00.pdf?_fsi=rhzFbspq）

【補充原則4－11②　取締役及び監査役の兼任状況】
取締役の重要な兼任の状況については、有価証券報告書、株主総会招集通知（https://ssl4.eir-parts.net/doc/4382/announcement/81096/00.pdf?_fsi=rhzFbspq）において開示しております。

【補充原則4－11③　取締役会の実効性評価の概要】
各取締役に対しアンケートを実施し、2022年6月の取締役会において、第14期に開催された取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果を審議しました。この中で、取締役会全体の実効性についてはこれが確保されていることを確認するとともに、取締役会における議論のさらなる活性化に向けて、取締役会決議事項等の資料の早期送付や事前確認フローの整備等を実施し、情報提供の充実を図っていくことや、監査等委員である取締役やそれ以外の取締役間において対話の充実を図っていくこと等の課題を共有し対策を講じております。取締役会の実効性評価については、今後も繰り返し改善してまいります。

【補充原則4－14②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいか判断した上で取締役を指名しているため、各人の判断において、必要な知識の取得・能力の研鑽に努めることを原則としつつ、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する最新の知識、法令の遵守及び経営に関する有用な情報等の習得、最新の技術動向等については、必要に応じて社外研修等の機会を提供してまいります。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主又は投資家等からの面談の申込に対しては、経営陣やIRを主管する部署において、積極的に対応しております。その他、株主との対話の方法としては、投資家向け決算説明会をはじめ、個別のIR面談等を実施しております。
（1）株主又は投資家等との対話については、Co-CEO、CFO及びIRを主管する部署において任命された従業員が中心となり、決算説明会・個別面談等に積極的に取り組んでおります。
（2）当社においてIRを主管する部署は、Corporate Development Divisionとなります。
（3）当社は決算説明会を定期的に開催しており、決算説明会の資料は当社のウェブサイト（https://heroz.co.jp/ir/material/）で開示しております。また、個別の面談についても積極的に取り組んでおります。
（4）株主又は投資家等との対話において把握された意見・懸念等については、取締役へ適切に報告を行い、経営の改善に役立てております。
（5）当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公正性を確保するために、決算や短期的な業績動向等に関するコメントを行わないサイレント期間を設定しております。また、社内の全体集会等を通じて、全従業員にインサイダー取引防止に関して注意喚起を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
林　隆弘	4,333,300	28.83
高橋　知裕	4,333,300	28.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	625,200	4.16
ビッグローブ株式会社	400,000	2.66
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	176,676	1.17
ネットマーブルジャパン株式会社	176,400	1.17
株式会社コーエーテクモゲームス	167,976	1.11
株式会社竹中工務店	163,132	1.08
KIA FUND F149(常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	149,500	0.99
楽天証券株式会社	115,100	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

(注)
・大株主の状況は2022年4月30日の状況を記載しております。
・上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	4 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
國本　浩市	他の会社の出身者								△			
井上　智宏	公認会計士											
上山　亨	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
國本　浩市	○	○	國本浩市氏は、当社の取引先である株式会社リクルートキャリアの出身であります。当社は株式会社リクルートキャリアが一般に提供する採用支援サービスを利用しておりますが、当該取引は一般消費者としての通常の取引に該当し、國本氏の独立性に影響を与えるおそれがないため、取引の概要を省略しております。	長年にわたる事業会社での人事・労務・総務等に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、客観的な視点から当社事業及び経営の監督をいただけるものと考え社外取締役に選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。

井上　智宏	○	○	該当事項はありません。	公認会計士及び税理士として高度な人格と会計税務に関する専門的な知識を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督について十分な役割を果たすことを期待して社外取締役に選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
上山　亨	○	○	上山亨氏は、野村證券株式会社の出身であります。野村證券株式会社と当社との間では、ソフトウェアの開発や保守業務等の取引を行っておりますが、当社との取引額は当社の取引規模からして僅少であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。	証券会社における勤務経験があり、経営と金融等に関する幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社事業及び経営の監督をいただけるものと考え社外取締役に選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社には、専属で監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じてCorporate Development Divisionにて監査等委員の職務補助を行います。なお、独立性確保の観点から、業務執行取締役の指揮命令権は、当該使用人による監査等委員会の職務の補助業務には及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部統制機能を有効に機能させるために、監査等委員による監査、内部監査、監査法人による監査の連携を高めるとともに、それぞれが独立した立場から、内部統制に係る整備状況を継続的に検証していくことが必要と考えております。このことから定期的に関係者が集まり、積極的な情報交換を行うことで内部統制の有効性の確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

・当社の指名報酬に係る委員会は、1つの委員会で指名委員会及び報酬委員会の双方の機能を担っております。
・指名報酬委員会の役割や手続の概要は、補充原則４－10①に記載のとおりです。
・開催頻度は審議事項に応じて年に５～８回程度実施しており、事務局を設置することで効率的で充実した審議に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	３名

その他独立役員に関する事項

・独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。
・独立社外取締役の独立性判断基準及び資質については、原則４－９記載のとおりです。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

・ストックオプションの内容についてはウェブサイトに掲載しております（https://ssl4.eir-parts.net/doc/4382/tdnet/2044994/00.pdf）。
・業績連動報酬の内容（指標等の算出方法を含む。）については、ウェブサイトに掲載しております（https://ssl4.eir-parts.net/doc/4382/tdnet/2156265/00.pdf）。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に向けた取り組みを全社において実施するため、取締役のみならず、執行役員や従業員に対してもストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<報酬等を決定する機関と手続きの概要>
取締役の報酬等は、第9期定時株主総会において承認された報酬額の範囲内で支給しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関しては、【原則3－1　情報開示の充実】（iii）（iv）、【原則4－10①】に記載のとおり、任意の指名報酬委員会において決定方針、報酬体系の構築、報酬額等を審議しております。
監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員会の決議により決定しております。

<報酬等の決定方針>
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針は以下のとおりです。

⑴ 基本方針
　中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するものとします。
　取締役の役割と責任に値する報酬水準とします。
　報酬等の決定においては、社外取締役を委員長とし、過半数が社外取締役により構成される指名報酬委員会に諮問することにより、報酬等決定プロセスの透明性を確保　します。

⑵ 報酬水準
　取締役の職務内容や実績を考慮するほか、報酬等の客観性を確保するため、外部専門機関の調査による他社事例を参考に、主に同業他社の報酬水準を考慮して設定します。

⑶ 決定プロセス
　報酬等の決定においては、指名報酬委員会が上記基本方針及び報酬水準に基づき検討し、その結果を取締役会に答申します。取締役会は、当該答申を十分に考慮した上で、個人別の報酬等の内容について決議します。

⑷ 報酬体系
　取締役の報酬は、個別報酬と業績連動報酬により構成されます。具体的な報酬等の額またはその算定方法、報酬等の種類ごとの割合、報酬の支給時期等は、以下のとおりです。

【固定報酬（基本報酬）】
支給基準　役割と責任に応じて支給
算定方法　第14期において取締役に支給された固定報酬額（年額）の80%相当額（「各事業年度の固定報酬額」といいます）
支給方法　毎月（現金）

【業績連動報酬（賞与）】
支給基準　各事業年度の売上高予想値の達成率に応じて算出された額を支給。当該売上高予想値は、各事業年度の6月に開示される決算短信において定めた業績目標値に対して、連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書の売上高を、連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書の売上高をベースに算出する
算定方法　以下のとおり

・売上高予想値未達成
　0円（支給なし）
・売上高予想値100%以上110%未満達成
　各事業年度の固定報酬額×25%
・売上高予想値110%以上達成
　各事業年度の固定報酬額×50%

支給方法　年1回（現金）　各事業年度終了後に支給

【報酬限度額】
各事業年度の固定報酬と業績連動報酬の総額は、年額150百万円以内（2017年7月24日開催の第9回定時株主総会で決議）

【比率】
（売上高予想値達成率100%以上110%未満の場合）
固定報酬4：業績連動報酬1
（売上高予想値達成率110%以上の場合）
固定報酬2：業績連動報酬1

【社外取締役のサポート体制】

・社外取締役のサポート体制は、Corporate Development Divisionを中心に、取締役会の審議事項の整理、資料の作成等をサポートしております。取締役会の資料については、取締役会の開催の前に先立ち資料の事前提供や説明を行っております。
・社外取締役への連絡は、社内ツールを利用してリアルタイムで情報が伝達される仕組みを構築しているため、社内取締役との間での情報格差はなく、取締役会において十分に審議が尽くされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）企業統治の体制、監査・監督の状況

・取締役会

当社の取締役会は提出日現在、取締役6名（うち監査等委員である取締役3名）で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

・経営会議

経営会議は、業務執行取締役、常勤監査等委員及び執行役員で構成され、原則として毎月2回開催しております。経営会議においては、中長期的な戦略の立案や経営課題の審議を行っております。
経営会議において審議された重要事項については、随時取締役会に共有され、必要に応じて取締役会における意見を踏まえ経営会議で再考しております。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、うち1名が常勤監査等委員であります。全て社外取締役であり、公認会計士を1名含んでおります。
監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報を共有しております。

・内部監査

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けず、Corporate Development Divisionを所管する長が内部監査担当者として内部監査を実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、自己監査防止のため、Co-CEO の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行うことで相互牽制体制を構築しております。
内部監査は内部監査規程に基づき、社内各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について、経営目的に照らした監査を行い、経営方針・関連法令・諸規程・その他業務の諸制度・諸基準への準拠性と、業務の諸活動・管理の妥当性・効率性を検証・評価し、指導・助言・勧告を通して業務の改善・経営の効率化を図り、当会社の健全な発展に寄与する事を目的として実施しております。

・会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、定期的な監査以外にも、必要に応じ会計上の各課題について協議を行うなど、適切な会計処理に努めております。
なお、有限責任監査法人トーマツとの監査契約は2022年7月28日をもって終了し、同月29日以降は、太陽有限責任監査法人に対し会計監査業務を委嘱いたします。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス徹底に向けた取り組みを行うための機関として、内部監査担当者を委員長として、その業務の補助者を構成員とするコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、必要に応じて取締役会に会議の内容を報告する他、コンプライアンス意識の醸成のための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等に努めております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、経営の基本方針に従い重要な経営判断を担い、取締役および執行役員の 職務執行の監督を行っており、業務執行決定機能を重視するとともに、業務執行に関する監督機能を重視するために、独立社外取締役の比率を半数にしております。また、業務執行の決定を可及的に経営会議における審議に委ね、迅速な業務執行を図っております。
経営の監視体制としては、監査等委員会を設置し、独立性の高い社外取締役3名を選定し、監督、監査機能の充実を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年7月に実施しており、株主総会の集中は回避されております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	外国人株主の議決権行使を促すため、株主総会招集通知の英訳版を当社及び東京証券取引所のウェブサイトで提供しております。 （当社ウェブサイト） https://heroz.co.jp/ir-files/en/20220707/Notice_of_Convocation_of_the_14th_Annual_General_Meeting_of_Shareholders_2022.pdf

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアルを制定し、投資者に対して公平な情報開示を行うことで、投資者との積極的な対話を目指しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、当社概要や中長期的な成長戦略などについて、個人投資家向けの説明会の開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役Co-CEOが当社概要や中長期的な成長戦略などを説明しております。なお、通期決算説明会を含め、年2回開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は開催しておりませんが、現地訪問や電話会議形式等による海外投資家との個別面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のコーポレートサイト内にIRページを作成の上、決算情報及び適時会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIR活動はCorporate Development Divisionが担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2．IRに関する活動状況のディスクロージャーポリシーの作成・公表に記載のとおりでございます。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示（法令等に基づき財務数値に関連する情報）を行う方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、取締役会決議により内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。
当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。
「内部統制システム構築の基本方針」に定めた体制及び事項は以下の通りです。
1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
6．監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
7．取締役及び使用人等が、監査等委員に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
8．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針において、反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを謳っており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また「反社会的勢力対策規程」において、「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を明記しております。
この方針の下、当社では、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、取引先に対しては取引の開始前においてインターネット検索や記事検索、面談又は訪問による反社チェックを行い、また既存取引先との継続取引においては毎年1回、取引先が反社会的勢力と関係を有していないことをインターネットや記事検索による調査で確認しております。その他、株主に対しては株主となる時点、役員に対しては役員就任時、従業員に対しては新規採用時に、インターネット検索、記事検索（場合により、役員については面談又は訪問、従業員については面談も実施）を使った調査を行っております。
上記に加え、Corporate Development Divisionを中心として対応体制・対応要領を整備するとともに、上記の取引先調査及び不当要求があった場合の対応について「反社チェック・不当要求対応マニュアル」として具体的に制定し、運用を行っております。
上記行動基準及びマニュアルを役員・従業員へ周知、徹底していくとともに、Corporate Development Division所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けてさらなる社内体制の整備・強化を図っていく方針であります。

Ⅴ その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現状、買収防衛策導入の予定はありません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】

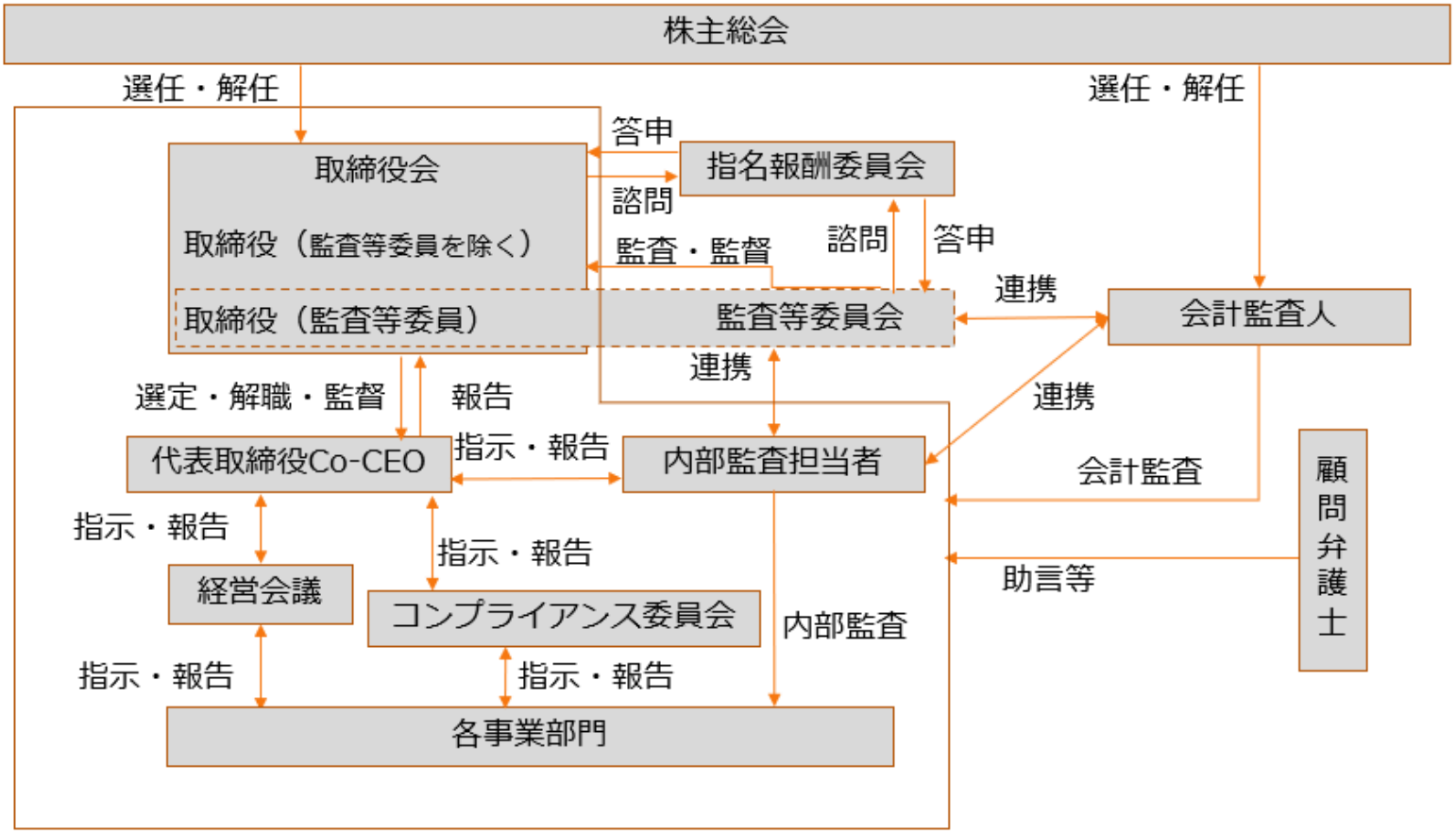

【適時開示体制の概要】

